

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律 新旧対照条文

目次

○消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）（第一条関係）	.....	1
○独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第百二十三号）（第二条関係）	.....	3
○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（附則第四条関係）	.....	6
○消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）（附則第五条関係）	.....	7
○消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第五十 九号）（附則第六条関係）	.....	8

改 正 後

（消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）

第四条 （略）

改 正 前

（消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）

第四条 （略）

3 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによつて当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一〇五 （略）

3 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによつて当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一〇五 （略）

六 当該消費者に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、当該消費者又はその親族の

生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をあおり、又はそのような不安を抱いていることに乘じて、その重大な不利益を回避するためには、当該

六 当該消費者に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、そのままでは当該消費者に重大な不利益を与える事態が生ずる旨を示してその不安をあおり、当該消費者契約を締結することにより確実にその重大な不利益を回避することができる旨を告げること。

。 消費者契約を締結することが必要不可欠である旨を告げること

七・八 （略）

七・八 （略）

4（6

（略）

(取消権の行使期間等)

第七条 第四条第一項から第四項までの規定による取消権は、追認をすることができる時から一年間（同条第三項第六号に係る取消権については、三年間）行わないときは、時効によつて消滅する。当該消費者契約の締結の時から五年（同号に係る取消権については、十年）を経過したときも

2 (略)

(適格消費者団体への協力等)

第四十条 独立行政法人国民生活センター及び地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、適格消費者団体の求めに応じ、当該適格消費者団体が差止請求権を適切に行使するために必要な限度において、当該適格消費者団体に対し、消費生活相談及び消費者紛争（独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第二百二十三号）第一条の二第一項に規定する消費者紛争をいう。）に関する情報で内閣府令で定めるものを提供することができる。

2 (略)

(取消権の行使期間等)

第七条 第四条第一項から第四項までの規定による取消権は、追認をすることができる時から一年間行わないときは、時効によつて消滅する。当該消費者契約の締結の時から五年を経過したときも、同様とする。

2 (略)

(適格消費者団体への協力等)

第四十条 独立行政法人国民生活センター及び地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、適格消費者団体の求めに応じ、当該適格消費者団体が差止請求権を適切に行使するために必要な限度において、当該適格消費者団体に対し、消費生活相談に関する情報で内閣府令で定めるものを提供することができる。

2 (略)

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 後	改 正 前
（定義）	（定義）	（定義）
<p>第一条の二 この法律において「消費者紛争」とは、消費生活に関して消費者（個人（事業として又は事業のためにした行為が紛争の原因になった場合におけるものを除く。）をいう。以下同じ。）又は消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十二条の二第一項に規定する差止請求を行う適格消費者団体（同法第二条第四項に規定する適格消費者団体をいう。第十条第六号において同じ。）又は消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十二条の二第一項に規定する差止請求を行う適格消費者団体（同法第二条第四項に規定する適格消費者団体をいう。）と事業者（法人その他の事業者（法人その他の団体及び事業として又は事業のためにした行為が紛争の原因になった場合における個人をいう。）と事業者（法人その他の団体及び事業として又は事業のためにした行為が紛争の原因になった場合における個人をいう。）との間に生じた民事上の紛争をいう。</p> <p>2 （略）</p>	<p>第一条の二 この法律において「消費者紛争」とは、消費生活に関して消費者（個人（事業として又は事業のためにした行為が紛争の原因になった場合におけるものを除く。）をいう。以下同じ。）又は消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十二条の二第一項に規定する差止請求を行う適格消費者団体（同法第二条第四項に規定する適格消費者団体をいう。）と事業者（法人その他の事業者（法人その他の団体及び事業として又は事業のためにした行為が紛争の原因になった場合における個人をいう。）と事業者（法人その他の団体及び事業として又は事業のためにした行為が紛争の原因になった場合における個人をいう。）との間に生じた民事上の紛争をいう。</p> <p>2 （略）</p>	<p>第一条の二 この法律において「消費者紛争」とは、消費生活に関して消費者（個人（事業として又は事業のためにした行為が紛争の原因になった場合におけるものを除く。）をいう。以下同じ。）又は消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十二条の二第一項に規定する差止請求を行う適格消費者団体（同法第二条第四項に規定する適格消費者団体をいう。）と事業者（法人その他の事業者（法人その他の団体及び事業として又は事業のためにした行為が紛争の原因になった場合における個人をいう。）と事業者（法人その他の団体及び事業として又は事業のためにした行為が紛争の原因になった場合における個人をいう。）との間に生じた民事上の紛争をいう。</p> <p>2 （略）</p>

（センターの目的）

第三条 独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）は、国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うこと、消費者紛争を予防するための活動を支援すること並びに重要消費者紛争について法による解決のための手続を適正かつ迅速に実施し、及び

（センターの目的）

第三条 独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）は、国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うとともに、重要消費者紛争について法による解決のための手続を実施し、及びその利用を容易にすることを目的とする。

びその利用を容易にすることを目的とする。

第十条 センターは、第三条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一～五 (略)

六 適格消費者団体が行う差止請求関係業務（消費者契約法第十三条第一項に規定する差止請求関係業務をいう。）の円滑な実施のために必要な援助を行うこと。

七～九 (略)

(和解仲介手続の計画的実施)

第二十三条の二 委員会は、適正かつ迅速な審理を実現するため、和解仲介手続を計画的に実施しなければならない。

2 当事者は、適正かつ迅速な審理を実現するため、委員会による和解仲介手続の計画的な実施に協力するものとする。

(仲裁の手続の計画的実施)

第三十二条の二 委員会は、適正かつ迅速な審理を実現するため、仲裁の手続を計画的に実施しなければならない。  
2 当事者は、適正かつ迅速な審理を実現するため、委員会による仲裁の手続の計画的な実施に協力するものとする。

(情報の収集、公表等)

第十条 センターは、第三条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一～五 (略)

(新設)

六～八 (略)

(新設)

(新設)

(情報の収集、公表等)

第四十二条 (略)

2 センターは、前項の規定により提供を受けた情報その他収集した消費生活に関する情報を整理し、及び分析し、国民生活の安定及び向上を図るために必要と認める場合には、その結果を公表し、又は関係行政機関に対し、意見を付して当該結果を通知するものとする。この場合において、センターは、消費者の生命、身体、財産その他の重要な利益を保護するため特に必要があると認めるとときは、消費者紛争の当事者である事業者の名称その他の内閣府令で定める事項を公表することができる。

(長期借入金)

第四十三条の二 センターは、第十条第八号に掲げる業務又はこれに附帯する業務に必要な費用に充てるため、内閣総理大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。

2・3 (略)

第四十二条 (略)

2 センターは、前項の規定により提供を受けた情報その他収集した消費生活に関する情報を整理し、及び分析し、国民生活の安定及び向上を図るために必要と認める場合には、その結果を公表し、又は関係行政機関に対し、意見を付して当該結果を通知するものとする。

(長期借入金)

第四十三条の二 センターは、第十条第七号に掲げる業務又はこれに附帯する業務に必要な費用に充てるため、内閣総理大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。

2・3 (略)

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後

（固定資産税の非課税の範囲）

第三百四十八条　（略）

2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。

一〇二十八　（略）

二十九 独立行政法人国民生活センターが独立行政法人国民生活センター法第十条第一号から第五号まで、第七号又は第八号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

三十一四十五　（略）

3  
10  
（略）

改 正 前

（固定資産税の非課税の範囲）

第三百四十八条　（略）

2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。

一〇二十八　（略）

二十九 独立行政法人国民生活センターが独立行政法人国民生活センター法第十条第一号から第七号までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

三十一四十五　（略）

3  
10  
（略）

○消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）

（附則第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後

（特定適格消費者団体等の責務）

第七十五条 （略）

2・3

4 特定適格消費者団体、独立行政法人国民生活センターその他の  
関係者は、独立行政法人国民生活センターが行う独立行政法人国  
民生活センター法（平成十四年法律第二百二十三号）第十一条第八号  
に掲げる業務が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を  
図りながら協力するように努めなければならない。

改 正 前

（特定適格消費者団体等の責務）

第七十五条 （略）

2・3

4 特定適格消費者団体、独立行政法人国民生活センターその他の  
関係者は、独立行政法人国民生活センターが行う独立行政法人国  
民生活センター法（平成十四年法律第二百二十三号）第十一条第七号  
に掲げる業務が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を  
図りながら協力するように努めなければならない。

○消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第五十九号）（附則第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 後	改 正 前
<p>（消費者契約法の一部改正）</p> <p>第一条 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第六条中「（明治二十九年法律第八十九号）」を削る。</p> <p>第七条第一項中「同条第三項第六号」を「同条第三項第八号」に改める。</p> <p>第八条第二項中「同項」を「前項」に改め、同条に次の二項を加える。</p> <p>（略）</p> <p>（独立行政法人国民生活センター法の一部改正）</p> <p>第九条 独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第二百一十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十条第八号中「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」を「消費者の財産的被害等</p>	<p>（消費者契約法の一部改正）</p> <p>第一条 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第六条中「（明治二十九年法律第八十九号）」を削る。</p> <p>第七条第一項中「同条第三項第六号」を「同条第三項第八号」に改める。</p> <p>第八条第二項中「同項」を「前項」に改め、同条に次の二項を加える。</p> <p>（略）</p> <p>（独立行政法人国民生活センター法の一部改正）</p> <p>第九条 独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第二百一十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十条第七号中「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」を「消費者の財産的被害等</p>	

の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」に  
、「第五十六条第一項」を「第六十一条第一項」に改める。

の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」に  
、「第五十六条第一項」を「第六十一条第一項」に改める。